

## 重要事項説明書

### 1、 当事業者の概要

- (1)法人種別・名称 : ケアバックス株式会社  
(2)所在地 : 熊本市南区御幸笛田2丁目15番地38号  
(3)代表者 : 若松 英一  
(4)連絡先 : 電話 096-285-3893  
: FAX 096-285-8914

### 2、 事業所の概要

- (1)事業所名 : あまてらす訪問看護ステーション  
(2)所在地 : 熊本市南区御幸笛田2丁目15番地38号  
(3)管理者 : 田代 由記  
(4)連絡先 : 電話 096-285-3932  
: FAX 096-285-8914  
(5)サービス種類 : 訪問看護  
(6)介護保険指定番号 : 4360190880  
(7)サービス提供地域 : 熊本市・益城町・嘉島町・菊陽町・大津町  
(\*上記地域以外の方は御相談下さい)

### (8)職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名	0名	1名
看護師	正看護師	3名	1名	4名
	准看護師	1名	0名	1名
理学療法士		2名	0名	2名
作業療法士		1名	3名	4名
言語療法士		3名	0名	3名

### (9)営業時間

平日	8:30~17:30
夜間・土・日・祭日	随時オンコール対応 電話 096-285-3932
定休日	8月15日・12月30日~1月2日

(上記電話番号は、営業時間外の緊急連絡先となります。)

### 3、事業の目的・運営方針

#### (1) 目的

主治医より訪問介護が必要と判断されたご利用者様に対し、訪問看護サービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営む事が出来るように支援することを目的にサービス提供を行います。

#### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを行い、ご要望があれば24時間対応の相談に応じます。訪問看護のサービス実施にあたりサービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

### 4、訪問看護の提供方法・内容

#### (1) 提供方法

- ① 訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。
- ② 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
- ③ サービス提供を求められた場合は、被保険者資格、要介護認定等の有無、公費受給者証の有無を確認し、利用者が主治医（かかりつけの医師）に申し出て、主治医が訪問看護ステーションに交付した訪問看護指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施します。
- ④ 入院、入所等により1カ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際にご相談し調整させていただきます。
- ⑤ 理学療法士等の訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに専門領域の職員が訪問することです。理学療法士等と看護職員がケア目標を共有し、定期的な看護職員による訪問、評価を行います。

#### (2) 内容

- 1、療養生活の相談・支援
- 2、病状の観察や健康状態の管理と看護
- 3、医療処置・治療上の看護
- 4、リハビリテーション
- 5、認知症と精神障がい者の看護
- 6、緩和ケア・終末期ケア
- 7、家族の相談と支援
- 8、地域の社会資源の活用
- 9、在宅移行支援

### (3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 5、利用料金（料金表は別紙）

御利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づいた範囲内とします。

- (1) 医療保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担になります。
- (2) 利用者負担金のお支払いは、ご利用月の翌月 15 日頃までに請求書を発行いたします。口座振替をご利用の方は 20 日に振替となります。集金又は銀行振り込みの方は月末までお願いいたします。
- (3) 難病法に基づく医療費助成制度を受けられている利用者においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限管理表をご提示ください。

＜お振込み先＞ ご利用者様のお名前でお支払をお願い致します。

第一信用金庫 南熊本支店

普通預金口座 0870076

口座名義人 ケアボックス株式会社

代表取締役 若松 英一

\*入金確認後、領収証を発行します。

### (5) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日17時までに連絡があった場合	無料
利用日の前日17時までに連絡がなかった場合 当日の申し出、又は申し出なく不在の場合	利用料保険請求額の10%

## (6) 交通費

サービス提供地域：熊本市・益城町・嘉島町・菊陽町・大津町内の交通費はいただきません。ただし、地域外の訪問看護サービス提供につきましては、交通費として500円が必要となります。

駐車場がなく有料駐車場を利用しないと訪問できない方には、駐車料金の実費のご負担をお願いしております。

## 6、その他の自己負担料金

- (1) 年末年始(12/31・1/1・1/2)のサービス利用の場合、1日につき2,000円のご負担をお願い致します。
- (2) 必要に応じて実施記録の複写物交付等にてコピーの利用が発生した場合、文書料としてサイズに関わらず1枚10円の利用料を頂きます。
- (3) 死亡時に死後の処置(エンゼルケア)をご希望された場合、実費として15,000円を頂きます。

※その他必要な衛生材料が発生した場合、自己購入または実費分のお支払いをお願い致します。

## 7、虐待の防止について

当事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、職員に周知徹底を図ります。
- 2) 苦情解決体制等の指針を整備しています。
- 3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- 4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
責 任 者： 管理者 田代 由記
- 5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 8、ハラスメントについて

当事業者は、現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
  - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
  - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- 2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討します。
- 3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 9、衛生管理等について

- 1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ① ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。
  - ② ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています
  - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 10、業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しをし、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 1、社会情勢及び天災時の訪問看護について

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、ステーションの業務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任をステーションは負わないものとします。

## 1 2、苦情対応

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は事業所の苦情相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

### 苦情等相談窓口

#### ① あまてらす訪問看護ステーション

担当者 田中 恵子

営業日 月曜日から金曜日まで

営業時間 平日 8：30～17：30

土曜日・日曜日・祝日は随時オンコール対応

電話 096-285-3932

携帯 080-7220-4629

FAX 096-285-8914

#### ② 各市役所・役場の介護保険窓口（熊本市介護保険課・介護事業指導室）

電話 096-328-2793

FAX 096-327-0855

#### ③ 公的団体窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

熊本市東区健軍町2丁目4番10

電話 096-214-1101

FAX 096-214-1105

受付時間 8：30～17：00

## 1 3、その他留意事項

担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

上記相談担当者氏名：田代 由記

連絡先電話番号： 096-285-3932 （受付日時 月～金 8：30～17：30）

